

令和元年第6霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和元年6月28日（金） 午後1時30分			
出席委員 （18名）	1番 今吉 耕己	2番 今川 芳信	3番 二月田 努	4番 間世田 恵
	5番 西代 秀子	6番 岡村 勝敏	7番 中村 優志	8番 松下 さえ子
	9番 山之内 悟	10番 中園 真一	11番 長崎 恵里子	12番 田代 一友
	13番 今吉 藤雄	14番 笹峯 久雄	15番 大山 茂美	16番 今村 浩一
	17番 東鶴 昭雄	18番 常盤 信一	19番 槐島 睦夫	
欠席委員 （名）				
事務局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作	グループ長 富久 亮二	サブリーダー 福田 智和	
	主 査 有村 真一	主 査 山下 良太	主任主事 長友 藍子	
	主任主事 水迫 時巳	主 事 恒松 大輝		
議事日程	<p>「諸般の報告」「事務局報告」</p> <p>1 「農地利用変更届」について</p> <p>2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について</p> <p>3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について</p> <p>5 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の許可決定」について</p> <p>6 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>8 「強制競売による買受適格証明願（転用目的）」について</p>			

開会 午後1時45分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは令和元年第6回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席農業委員は19名です。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。また、農地利用最適化推進委員が1名出席いたしております。本日の議事日程は、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の訂正箇所を報告〕
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしの声がございましたので、議事録署名委員は11番委員と12番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が1件提出されましたので、審議を求めます。それでは調査委員の意見報告を求めます。霧島の1を10番委員。
--------	---

10番委員	1番です。届出地は、霧島運動場の北に位置しており現況は田である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は20cm盛土をし、剥ぎ取った表土を敷きならして利用するものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないものと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員による報告が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議ございませんので、本案件は受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について

議長（会長）	次に議案第2号「農用地利用集積計画（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転1件、利用権設定85件、中間管理権の設定24件の合計110件について、市長より意見を求められております。なお、利用権設定の溝辺の4番と中間管理権の設定の3番と4番が取り下げられましたので、利用権設定は84件、中間管理権は22件の合計107件となります。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画（案）の意見決定につきまして報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転1件、筆数1筆、面積5,570㎡、利用権設定84件、筆数157筆、面積261,924㎡、中間管理権の設定22件、筆数26筆、面積30,499㎡につきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。ただ今の報告について、ご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。ただ今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので、お諮りいたします。議案第2号農用地利用集積計画（案）の意見決定について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転16件、贈与9件、使用貸借権の設定1件の計26件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。 それでは調査委員の意見・報告を求めます。国分の1と2を2番委員。
2番委員	1番です。申請地は毛梨野公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面

	<p>積は4, 612㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2番です。申請地は毛梨野公民館の西に位置し、現況は田である。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4, 612㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分の3と4を9番委員。
9番委員	<p>3番を報告いたします。申請地は早馬神社の北に位置し、現況は田である。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2, 421㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に4番を報告いたします。申請地は舞鶴中学校の西に位置し、現況は田である。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3, 923㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分の5から7を16番委員。
16番委員	<p>5番です。申請地は霧島運動場の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2, 202㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。</p> <p>次に6番です。申請地は市営清水団地の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4, 509㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。</p> <p>次に7番です。申請地は春山公民館の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は12, 943㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分の8を18番委員。
18番委員	<p>8番を報告します。申請地は上之段・平山・塚脇地区コミュニティ広場の東に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は38, 843㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>

議長（会長）	次に、溝辺の9から10を1番委員。
1番委員	<p>9番を報告いたします。申請地は水尻公民館の南東に位置し現況は畑である。申請地には譲受人が使用収益権を設定している。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6, 899㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に10番です。申請地は水尻公民館の西に位置し、現況は畑である。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は47, 649㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺の11から横川の13までを13番委員。
13番委員	<p>11番から続けて報告いたします。申請地は溝辺中学校の南東に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。耕作予定面積は10, 291㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に12番。申請地は宮川内池の北東に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。耕作予定面積は7, 128㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に13番。申請地は前川内公民館の北西に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。耕作予定面積は21, 175㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、横川の14と15を6番委員。
6番委員	<p>14番を報告いたします。申請地は霧島温泉駅の南西に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は11, 705㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。</p> <p>続きまして15番です。申請地は植村駅の南西に位置し現況は畑である。申請地には農業生産法人の※※さんが令和元年6月までの使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たっては、農業生産法人※※さんの同意も得られており、使用収益権期間満了後は、申請者が耕作する旨確認しました。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は13, 110㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、横川の16を17番委員。

17番委員	16番。申請地は安良小学校の西に位置し現況は田と畑である。申請地の2875-1には、譲受人が令和元年6月までの使用収益権を設定されている。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は16,175㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園の17と18を4番委員。
4番委員	17番と18番は譲受人が同一人ですのでまとめて報告いたします。17番の申請地は中津川小学校の西に位置し、現況は田である。18番の申請地は、中津川小学校の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,716㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園の19を11番委員。
11番委員	19番を報告します。申請地は川床公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,844㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島の20を10番委員。
10番委員	20番です。申請地は栢田自治公民館の東に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は13,030㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島の21を12番委員。
12番委員	21番を報告いたします。申請地は霧島総合支所の東に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は30,413㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の22から24を5番委員。
5番委員	22番です。申請地はAZの西に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,577㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。 次に23番です。申請地は信栄製作所鹿児島工場の北東に位置し現況は畑である。申請地には所

	<p>有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は9,712㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。次に24番を報告いたします。</p> <p>申請地は鹿児島郵便局の北西に位置し現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,809㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人の25を7番委員。
7番委員	25番を報告いたします。申請地は鹿児島神宮の西に位置し現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は18,518㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の26を8番委員。
8番委員	26番を報告いたします。申請地は表木山駅の北に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は19,655㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は全件許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農振除外16件、農用地への編入1件、用途区分変更2件の計19件について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。なお、用途区分変更の国分の1は6月25日付けで取下げられましたので、合計は18件となります。それでは、調査委員の意見報告を求めます。除外の1から4を8番委員。
8番委員	1番から4番まで続けて報告します。まず1番です。申出地は、木原小学校の北東に位置しており、現況は畑である。除外目的は太陽光発電施設を建設するものである。また除外された場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。

	<p>続いて2番と3番は申出人が同一人ですのでまとめて報告します。申出地は、黒石公民館の南に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は太陽光発電施設を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。</p> <p>4番を報告します。申出地は、黒石公民館の南に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は太陽光発電施設を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に、除外の5と6を14番委員。
14番委員	<p>5番と6番を続けて報告します。5番です。申出地は、丹生附公民館の北東に位置しており、現況は田である。除外目的は太陽光発電施設を設置するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。</p> <p>6番です。申出地は、大住公民館の東に位置しており、現況は畑である。除外目的は太陽光発電施設を設置するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、除外の7から10を15番委員。
15番委員	<p>7番から10番まで続けて報告します。まず7番です。申出地は、植村駅の南西に位置しており、現況は畑である。除外目的は太陽光発電施設を設置するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地の500m以内農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。</p> <p>8番。申出地は、中福良公民館の北東に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は太陽光発電施設を設置するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。</p> <p>9番を報告します。申出地は、持松4区公民館の北西に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は太陽光発電施設を設置するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。</p> <p>10番を報告します。申出地は、持松4区公民館の北西に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は太陽光発電施設を設置するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、除外の11と12を7番委員。
7番委員	11番と12番を続けて報告します。11番です。申出地は、霧島中学校の北西に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は一般住宅、車庫、倉庫を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえ

	<p>ないと思われる。</p> <p>1 2 番を報告します。申出地は、霧島総合支所の西に位置しており、現況は田である。除外目的は一般住宅を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、除外の1 3を1番委員。
1番委員	<p>1 3 番を報告します。申出地は、小野小学校の南西に位置しており、現況は田である。除外目的は貸駐車場を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、除外の1 4と1 5を7番委員。
7番委員	<p>1 4 番と1 5 番を続けて報告します。1 4 番。申出地は、川路原構造改善センターの北西に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は山林として利用するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして1 5 番を報告します。申出地は、内場集落センターの南東に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は通路として利用するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の隣接地一体事業に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、除外の1 6を9番委員。
9番委員	<p>1 6 番を報告します。申出地は、比曾木野体育館の南に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は太陽光発電施設を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、農用地への編入の1を6番委員。
6番委員	<p>1 番を報告します。申出地は横川総合支所の北東に位置しており、現況は田である。農用地への編入目的は、農地として有効に利用したいため農用地へ編入するものである。申出地を農用地へ編入することは問題ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、用途区分変更の2を3番委員。
3番委員	<p>2 番を報告します。申出地は、宮脇公民館の北に位置しており、現況は畑である。用途区分変更の目的は牛舎、堆肥舎、運動場を建設するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。また、糞尿等の処理は適切に行い、悪臭やハエ、カラス等の発生ができるだけないようにお願いをしたいと、回りの地権者からの要望を付け加えておきます。以上です。</p>
議長（会長）	はい、調査員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」農振除外16件、農用地編入1件、用途区分変更

	1 件の計 18 件については、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△ 議案第 5 号 「農地法第 5 条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案 5 号「農地法第 5 条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定について」を議題いたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地法第 5 条農地転用事業計画変更承認申請が 1 件提出されましたので審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の 1 を 2 番委員。
2 番委員	1 番です。申請地は国分京セラ工場の西に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は一般住宅を建設するものである。農地区分は 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。家庭用排水は下水道を通じて流す計画のため問題ないものと思われる。周囲に農地がないため、影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの意見報告が終わりました。この報告についてご意見・ご質疑はありますか。
	[「なし」との声あり]
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 5 号「農地法第 5 条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員賛成]
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は、承認することに決定いたしました。

△ 議案第 6 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 6 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第 4 条の規定による許可申請が 3 件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の 1 と 2 を 2 番委員。
2 番委員	1 番を報告します。申請地は台明寺公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 2 番。申請地は国分京セラ工場の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の 3 を 18 番委員。
18 番委員	3 番を報告します。申請地は内野々公民館の東に位置し、現況は田である。農地区分は 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林として利用するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむ

	をえないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。この報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、7月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が23件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1と2を9番委員。
9番委員	1番と2番を続けて報告いたします。1番です。申請地は木原公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は牛舎、パドック、ロール置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしており、転用はやむをえないと思われる。 次に2番を報告します。申請地は上井地区コミュニティ広場の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしており、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺の3と隼人の4を14番委員。
14番委員	3番と4番を続けて報告いたします。3番です。申請地は下桑ノ丸公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅、倉庫、資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 次に4番を報告します。申請地は小田東公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は1種農地の集落接続施設と2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅6棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の5と6を2番委員。
2番委員	5番。申請地は川原公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。

	<p>次に6番です。申請地は上小川小学校の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の7から11までを9番委員。
9番委員	<p>7番から11番まで続けて報告いたします。まず7番です。申請地は市営東中団地の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に8番です。申請地は天降川小学校の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に9番です。申請地は天降川小学校の北に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に10番です。申請地は舞鶴中学校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅3棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に11番です。申請地は国分インターチェンジの北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は国分インターチェンジより300m以内にあるため、3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲5区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の12から14を16番委員。
16番委員	<p>12番です。申請地は妻屋公民館の北に位置し、現況は畑である。なお、昭和51年10月頃、山林許可の不履行による経緯書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>13番です。申請地は小畑公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転</p>

	<p>用はやむをえないと思われる。</p> <p>14番です。申請地は新町生活改善センターの北西に位置し、現況は畑である。なお、昭和51年11月頃許可の貸家による不履行の上申書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の15を18番委員。
18番委員	<p>15番を報告します。申請地は国分南公園の南に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。また、面積超過理由書が添付されていることを付け加えておきます。以上です。</p>
議長（会長）	次に溝辺の16と17を1番委員。
1番委員	<p>16番を報告いたします。申請地は陵南小学校の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に17番を報告いたします。申請地は陵南中学校の西に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に溝辺の18を13番委員。
13番委員	<p>18番を報告いたします。申請地は竹山公民館の南東に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人の19を5番委員。
5番委員	<p>19番です。申請地は新川公民館の南に位置し、現況は雑種地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人の20を7番委員。
7番委員	<p>20番を報告します。申請地は川尻公民館の東に位置し、現況は畑である。なお、昭和55年頃、一部車庫にしてしまったという始末書が添付されていますが、車庫はすでに取り壊してありました。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に</p>

	記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人の21と22を8番委員。
8番委員	<p>21番を報告いたします。申請地は隼人総合福祉センターの北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は貸運動場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に22番を報告いたします。申請地は三田坪公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に福山の23を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	23番を代読いたします。申請地は上大廻集落農業集会施設の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	はい、調査委員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありますか。
2番委員	はい。
議長（会長）	2番委員。
番委員	事務局に伺います。毎月、これだけの4条・5条の申請があがってくるのですが、工事完了報告の義務はないのですか。
議長（会長）	事務局。
事務局	はい。農地法4条と5条の許可には条件が付されておりまして、工事が完了したら工事進捗状況報告を提出するという条件が付されております。
議長（会長）	2番委員。
2番委員	はい。なぜこの質問をするかと言いますと、5条の3番については面積が2反近くあり、申請通り行ったかどうか確認する必要があると思いますので、工事が完了したら報告をする義務があるのかお尋ねしました。
事務局	はい。
議長（会長）	事務局。
事務局	はい、今委員がおっしゃるとおり、許可書交付の際、工事完了届けを出して頂くのが義務となっております。今後も、許可書交付の際、申請人及び行政書士に工事完了届けを出して頂くようお願いして参ります。
議長（会長）	2番委員よろしいですか。
2番委員	はい。
議長（会長）	ほかにございませんでしょうか。
10番委員	はい。
議長（会長）	10番委員。

10番委員	いまの関連ですが、完了届けを出すというのはわかりましたが、許可から完了までの期限はないのかお尋ねします。
議長（会長）	事務局。
事務局	転用につきましては、概ね1年という期限がございます。大規模なもので工事期間が2～3年かかるものは別といたしまして、一般的なものは概ね1年という決まりがございます。
議長（会長）	10番委員よろしいですか。
2番委員	はい。
議長（会長）	ほかにごございませんでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第7号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、7月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第8号 「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）」について

議長（会長）	次に、議案第8号「強制競売の買受適格証明願（転用目的）」についてを議題といたします。当委員会に対し、強制競売の買受適格証明願（転用目的）が1件提出されましたので審議を求めます。なお、落札後、農地法第5条の許可申請があった場合の取り扱いについても同時に審議を求めます。それでは調査委員の意見報告を求めます。隼人の1を1番委員。
1番委員	1番を報告します。申請地は、宮内小学校の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については、融資であるため問題はないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。全体計画面積は851㎡であるため妥当であると思われる。申請地の東は宅地と田、西は宅地、南は道路、北は田である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により転用はやむをえないと思われ、買受適格者であると思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員の意見報告が終わりました。ただ今の意見について、ご意見、ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第8号「強制競売の買受適格証明願（転用目的）」については、買受適格者であるとの意見ですが、これについて「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は買受適格者として「承認」することに決定いたしました。次に、落札した買受適格者より、農地法第5条の許可申請があった場合の取り扱いについて審議いたします。本日、買受適格者の審議が完了していることから、農地法第5条の許可申請があった場合、審査を省略し会長の判断で処理することもできますが、いかが取り扱いますでしょうか。
	〔「会長一任」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	会長に一任という意見がございましたので、ここでお諮りいたします。落札した買受適格者より、農地法第5条の許可申請があった場合、会長の判断で処理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕

議長（会長）	全員賛成であります。よって、落札した買受適格者より、農地法第5条の許可申請があった場合、会長の判断で処理することに決定いたしました。以上で、令和元年第6回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に、「その他」はありますか。
12番委員	はい。
議長（会長）	12番委員。
12番委員	さきほどの5条の3番の件ですが、1,897㎡という面積を許可相当としましたが、一般住宅に付随して資材置場や大型車の転回スペースも含めた面積が1,897㎡と大きいため、今後このような案件を許可することに問題ないのでしょうか。
議長（会長）	事務局。
事務局	はい。全体計画面積は1,897㎡ですが、配置図では一般住宅の宅地部分が500㎡となっており、残りの部分が駐車場、倉庫、資材置場となっております。
議長（会長）	12番委員。
12番委員	このような申請は、今後前例となるので認識しておく必要があると思います。
2番委員	このような申請は、追跡調査していけばいいと思います。工事の完了報告も含めて。
議長（会長）	ここで暫時休憩とします。
	〔 休 憩 〕
議長（会長）	ここで会を再開いたします。それでは5条の3番については、工事完了報告など追跡で調査をしていくことと、用途区分変更の国分の1番については、次回申請があった場合、特別班で現地調査を行うことでよろしいでしょうか。
	〔異議なしという声あり〕
議長（会長）	ほかにありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ないようですので、以上で令和元年第6回霧島市農業委員会定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正して下さい。一同、礼。

閉会 3時20分

11番

12番

19番
